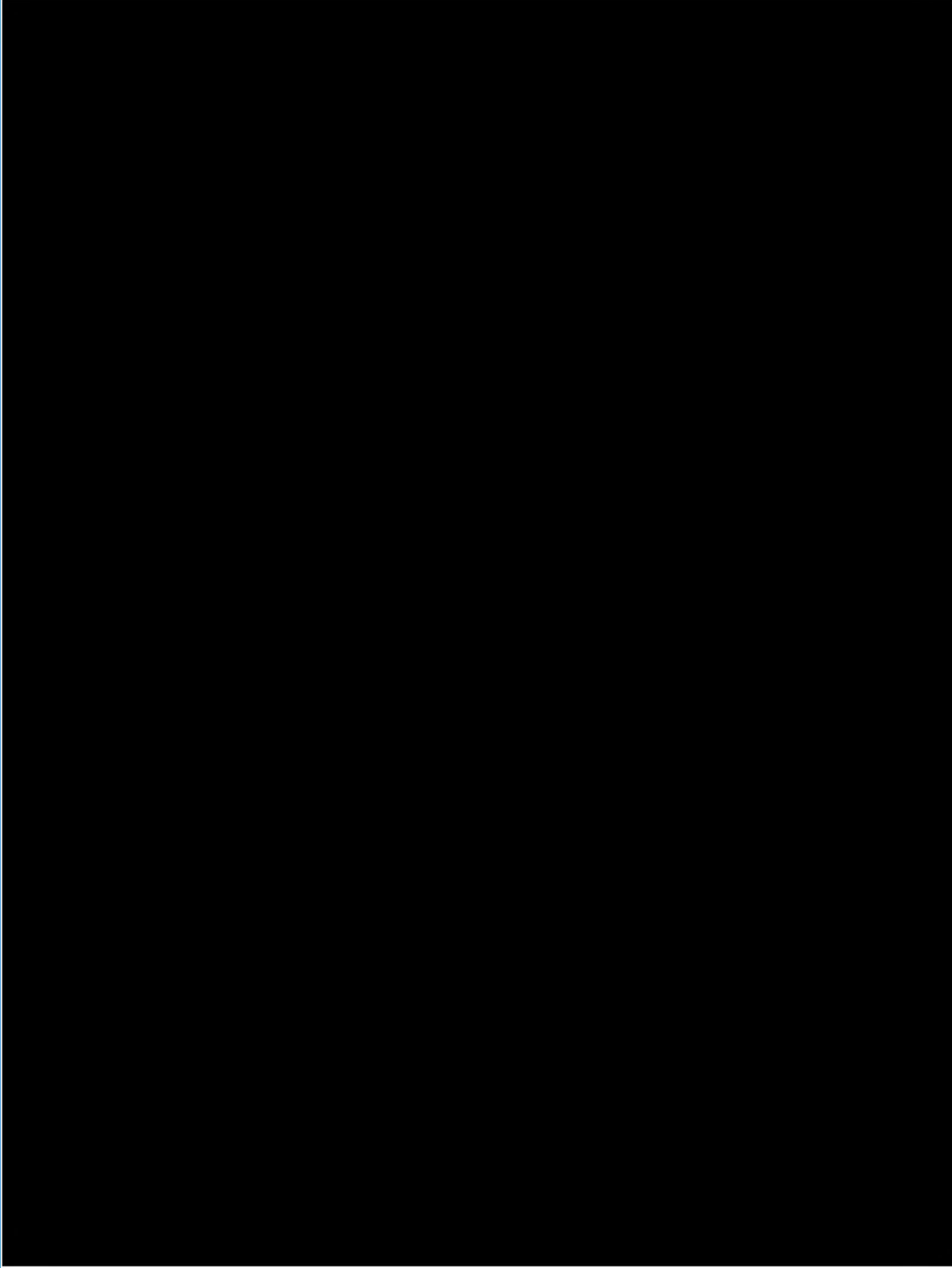


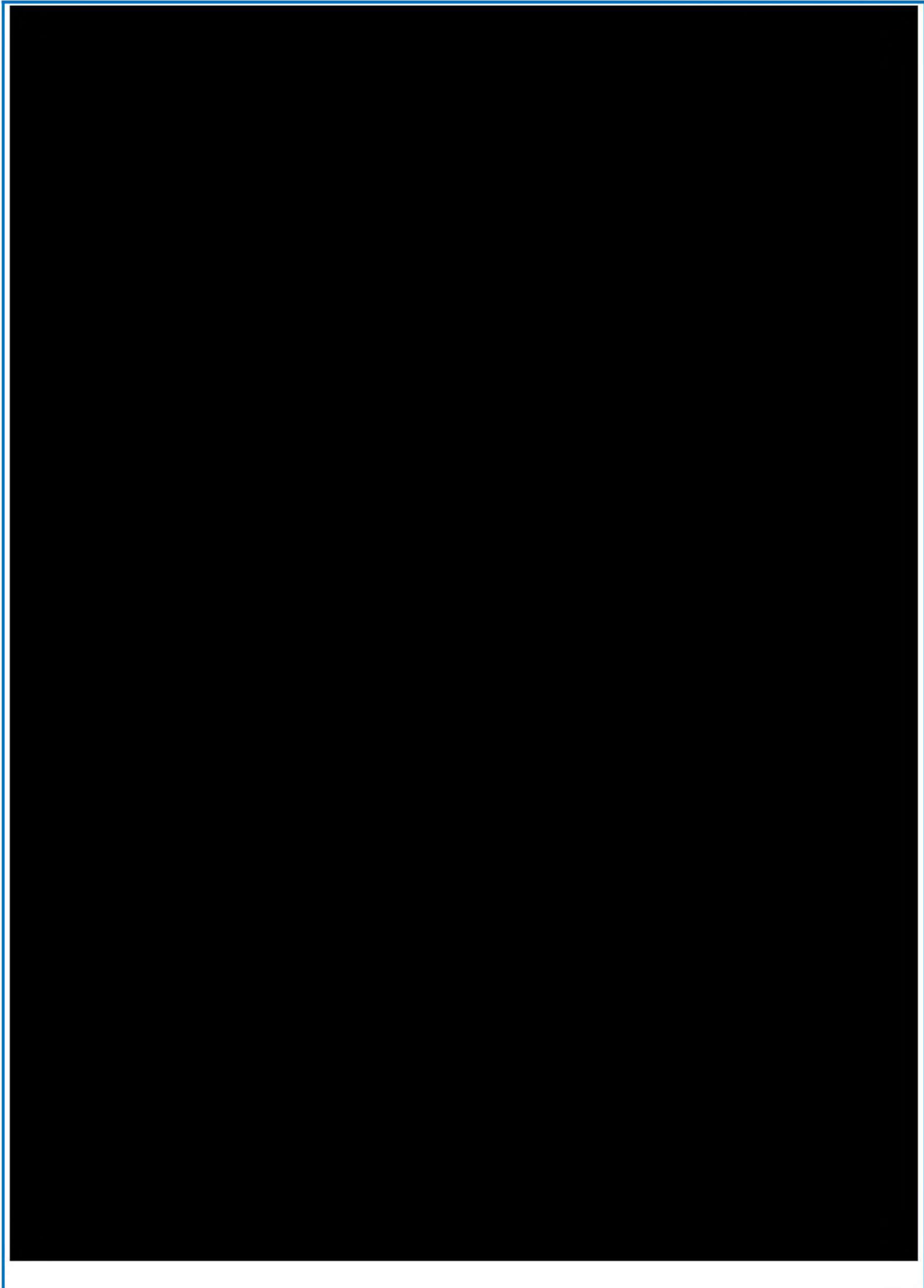
## 事業運営に関する計画

(草津市立社会体育施設等)

Ⅲ－２	管理運営体制、職員配置
 A large rectangular area of the page is completely redacted with a solid black fill, obscuring all text and graphics that would otherwise be present under the heading '管理運営体制、職員配置'.	

事業運営に関する計画

(草津市立社会体育施設等)



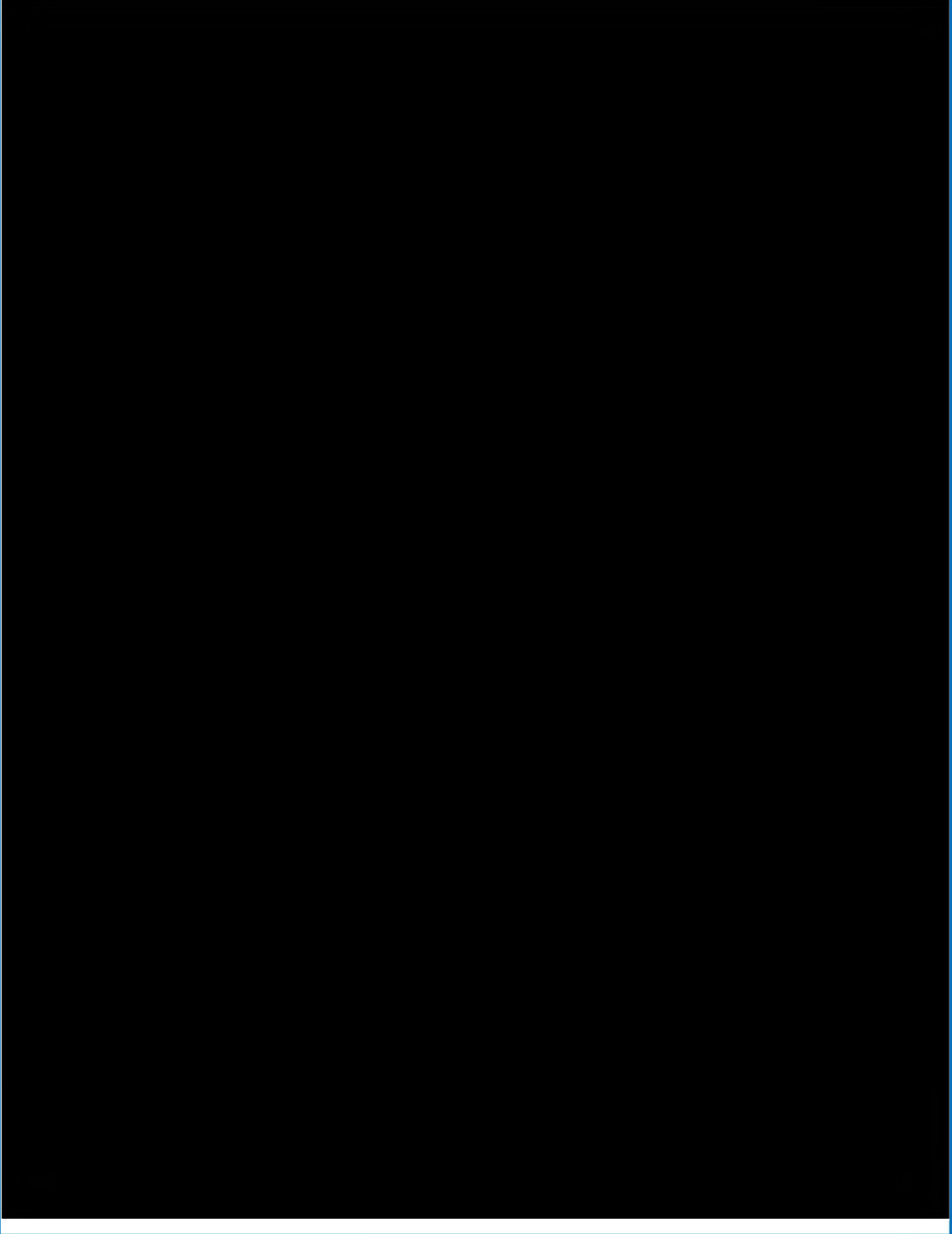
## 事業運営に関する計画

(草津市立社会体育施設等)

### ④人員配置計画について

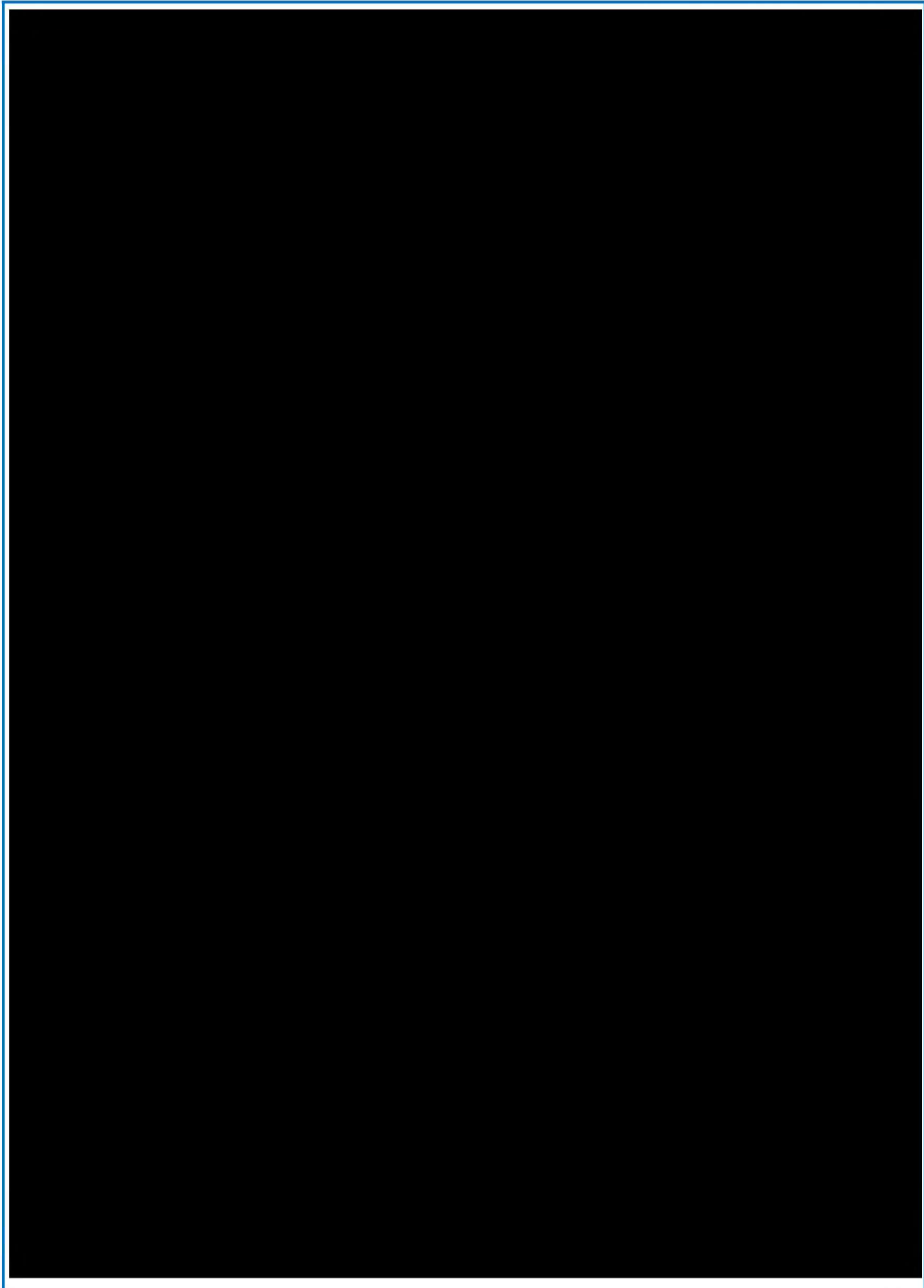
様式Ⅲ-2-(1)

総合体育館・弾正公園テニスコート・弾正公園



事業運営に関する計画

(草津市立社会体育施設等)



## 事業運営に関する計画

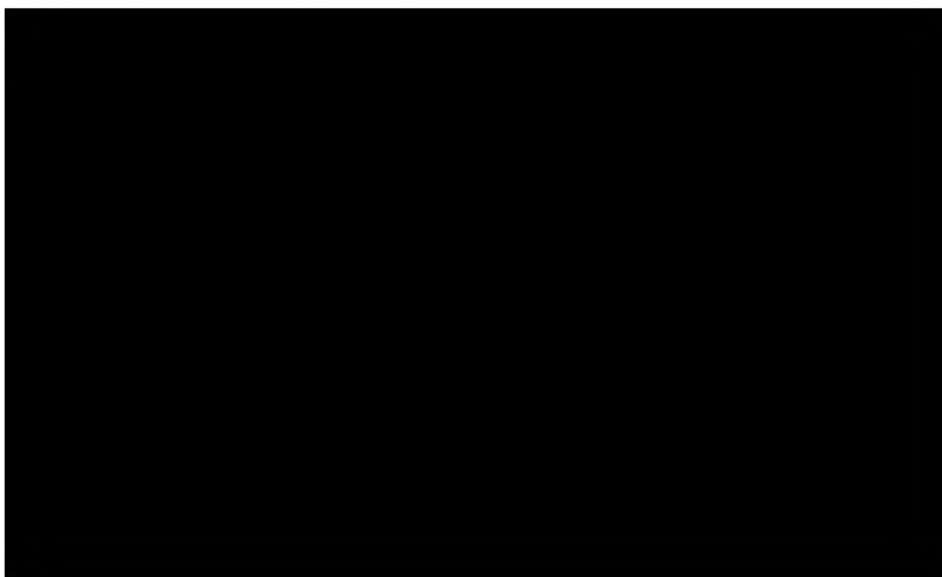
(草津市立社会体育施設等)

### ⑤緊急時におけるバックアップ体制について

当グループでは、災害や事故、システム障害などの緊急事態に備え、業務の継続性を確保するためのバックアップ体制を構築しています。この体制は、社員の安全確保と業務の早期復旧を目的としており、以下のような取り組みを行っています。

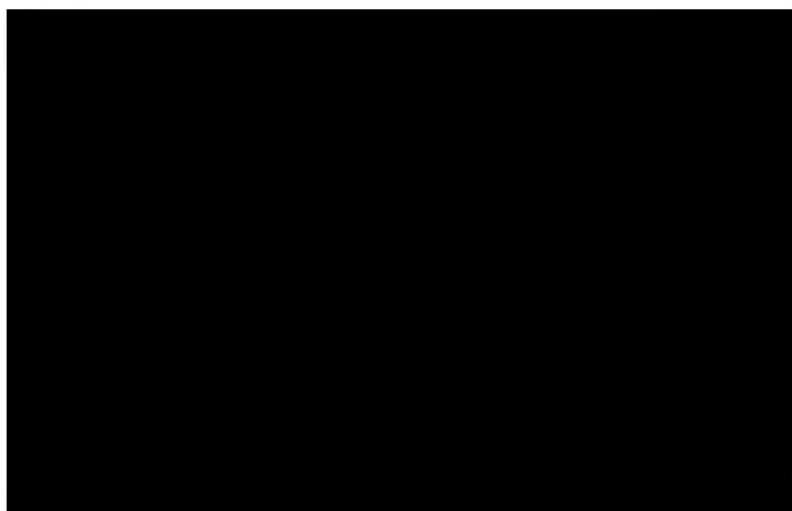
まず、人員面では、各施設において主要業務の代替要員を事前に指定し、業務引き継ぎに関するマニュアルの整備を行います。これにより、緊急時にもスムーズな業務継続が可能となります。

また、連絡体制も強化しており、緊急連絡網の整備に加え、SNS 等を活用した情報共有を行うことで、迅速な状況把握と対応を可能にしています。



代表企業である草津市スポーツ協会は、総合体育館内に事務所を構えており、緊急時には、経験豊富なスタッフが迅速かつ的確に対応できる体制を整えています。

事務所から各施設へのアクセスも良好なため、即座に現地へ駆けつけることが可能です。こうした高い機動力と地域密着型の運営体制により、利用者の安心・安全を最優先に考えたサービスの提供を実現しています。



## 事業運営に関する計画

(草津市立社会体育施設等)

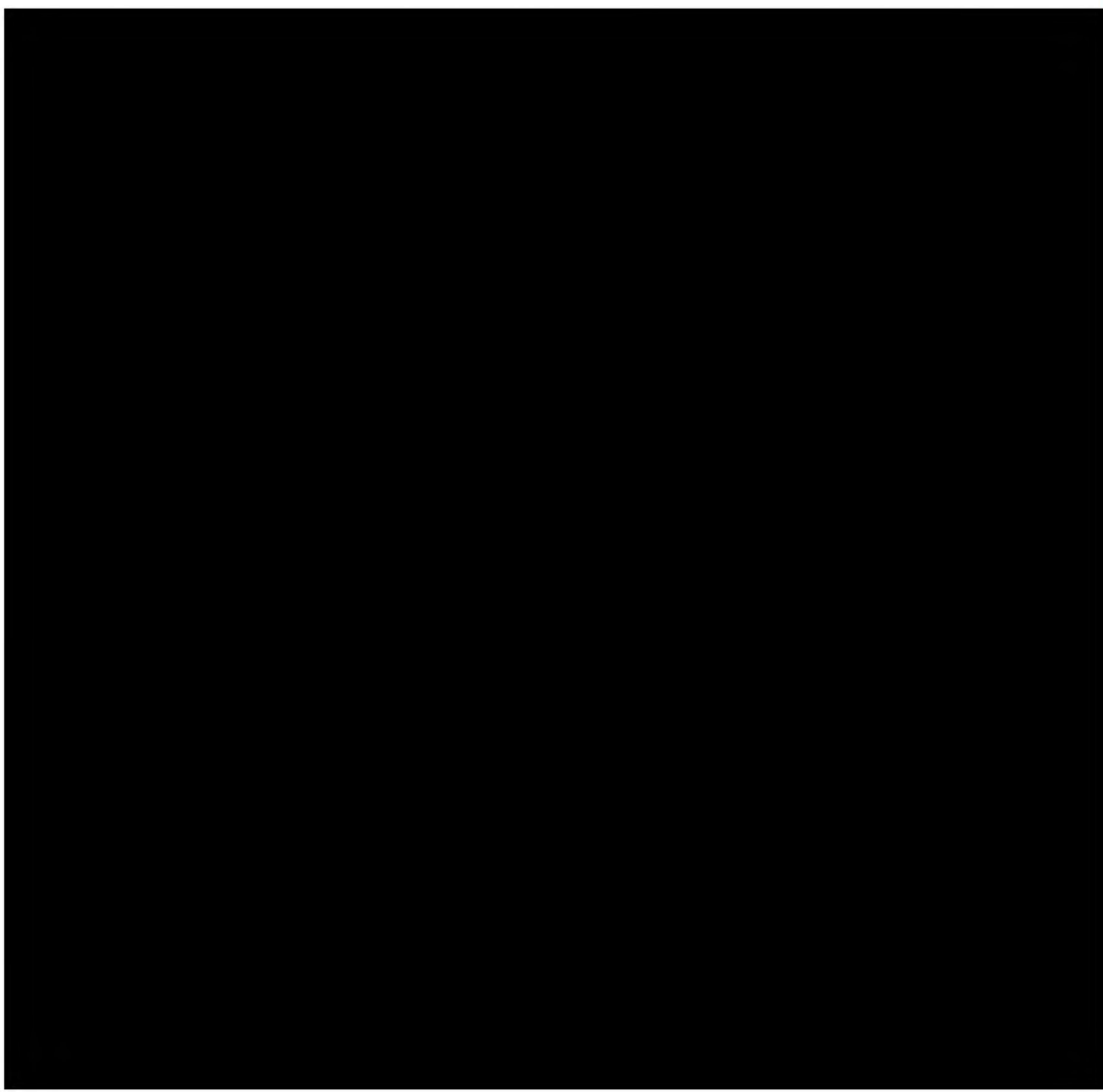
### ⑥安定した運営を実現する責任体制

2025年に滋賀県で開催される「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」は、県民の皆様にはスポーツの魅力を広く伝える貴重な機会です。当グループは、この大会を単なる一過性のイベントとして捉えるのではなく、大会後も地域に根ざしたスポーツ文化の定着と発展を目指した運営を行ってまいります。

指定管理者としての責任を果たしながら、施設の安定運営はもちろん、地域の皆様が継続的にスポーツに親しめる環境づくりに力を注ぎます。大会をきっかけにスポーツに興味を持った方々が、今後も継続的に施設を利用し、健康づくりや仲間づくりに活かしていただけるよう、魅力あるプログラムやイベントを継続的に提供してまいります。

また、施設運営の根幹を支えるのは「人」です。私たちは、大会の後も見据えた人材確保と育成に取り組みます。

地域における雇用の創出を進めるとともに、特に高齢者や女性が活躍できる職場環境を整備し、スポーツ指導や施設管理において専門性とホスピタリティを兼ね備えた人材を育ててまいります。

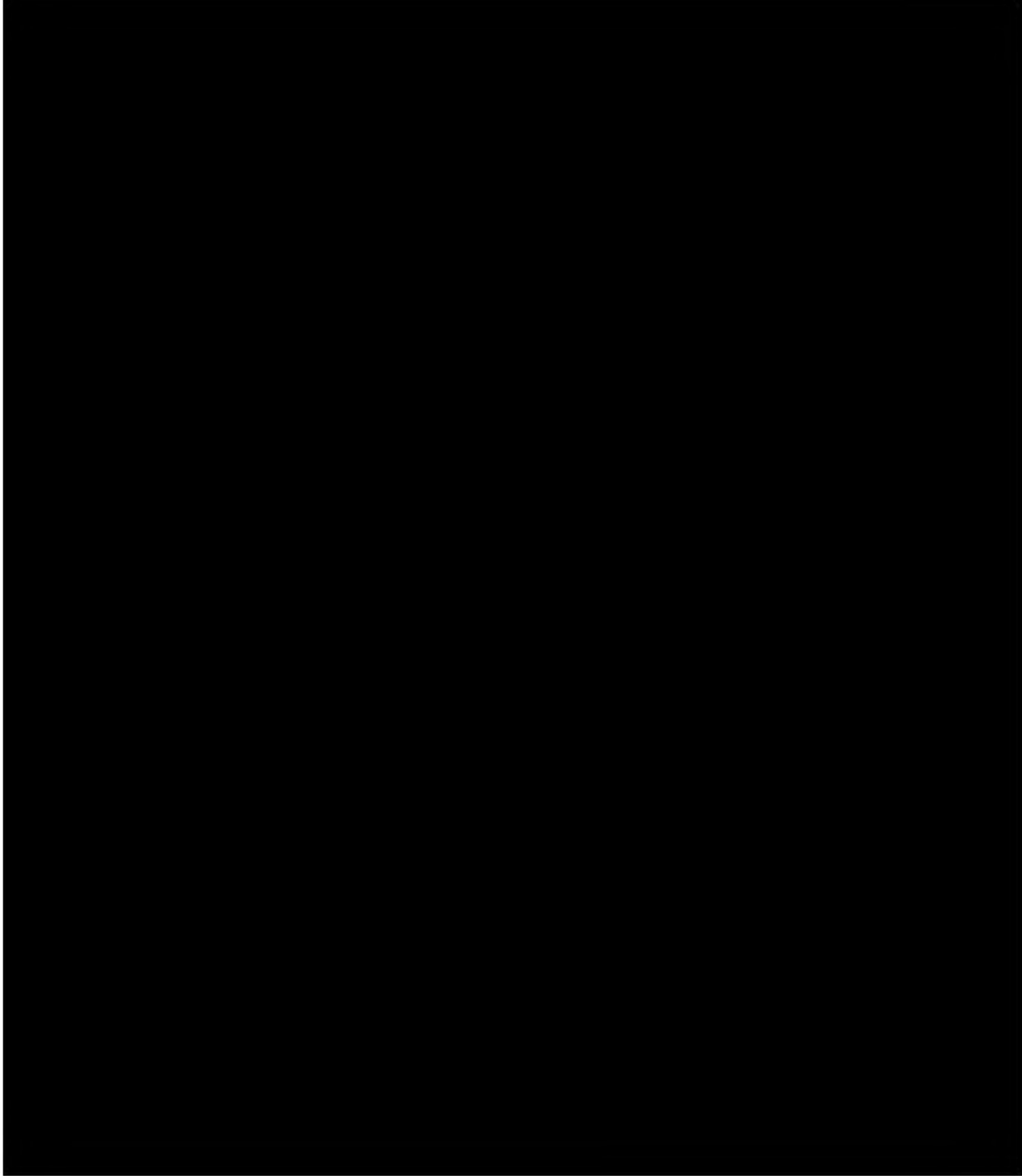


## 事業運営に関する計画

(草津市立社会体育施設等)

### 【専門職員の配置による質の高い施設運営の実現】

市民の皆様安心して施設をご利用いただけるよう、安定した運営体制の構築に取り組んでおります。施設の機能性とサービス品質を高めるため、以下のような専門職員を適切に配置し、質の高い運営を実現してまいります。



## 事業運営に関する計画

(草津市立社会体育施設等)

### (2) 外部委託の考え方、委託業名

#### ①外部委託に関する基本方針

私たちは、草津市の公共施設である本施設で創出される産業は、地域産業の活性化を担う重要な役割があると考えております。委託業務・物品等を地域業者に発注することは、地域業者の受注機会増大への配慮といった意味合いを持つだけでなく、緊急時の迅速な対処や、顔見知りゆえの親切・誠実な対応等、地域事業者ならではの行為は「指定管理者への便益⇒利用者サービスの向上」へ繋がるものだと考えております。

#### ②地域事業者との協働を通じた業務連携

安全・品質を最優先とし、地元事業者に選定要件の優先性を設け、運営上で協力していただく業務、消耗品・資機材等の物品に関する発注を行い、地域経済の活性化に貢献します。

業務発注・物品購入についての調達基準を定め、協力事業者を選定してまいります。特殊技術が必要な業務（メーカー対応）や地域に該当する事業者が存在しない場合以外は、できるだけ地元事業者との連携を図ってまいります。

#### ③技術力・管理能力・コスト力の高い事業者との連携

第三者委託の基準として、利用者サービスの向上、安全性の向上、技術力の確保、維持管理体制の強化、緊急時対応の充実、コストの縮減などの各項目が直営履行と比較して優れている場合について導入の判断をします。

現在までに管理・納入実績がある事業者については、経験・ノウハウ・危険予測・不具合箇所の検知・調達品の安定供給の面を考慮して発注を検討しています。今後、より多くの地域事業者に参加してもらうためにも、各社より見積り・提案を募り、経費縮減・公平公正な業務発注を行います。委託事業者に対しても定期的にモニタリングを実施し、品質を担保します。

#### ④委託業務の管理方法

業務仕様書と作業実態を把握・分析し、具体的な業務改善について、ベンチマーク手法やPDCAマネジメントサイクルに基づく検証により、効果的で継続的な業務水準を維持します。

また、各業務担当者との「業務仕様書」「業務マニュアル」「点検報告書」等による相互チェックを実施し、その結果をもとに、各業務担当者を含め問題点や改善事項を抽出・検証し「作業マニュアル」の改善や作業ローテーションの変更など問題解決に向け速やかに是正します。

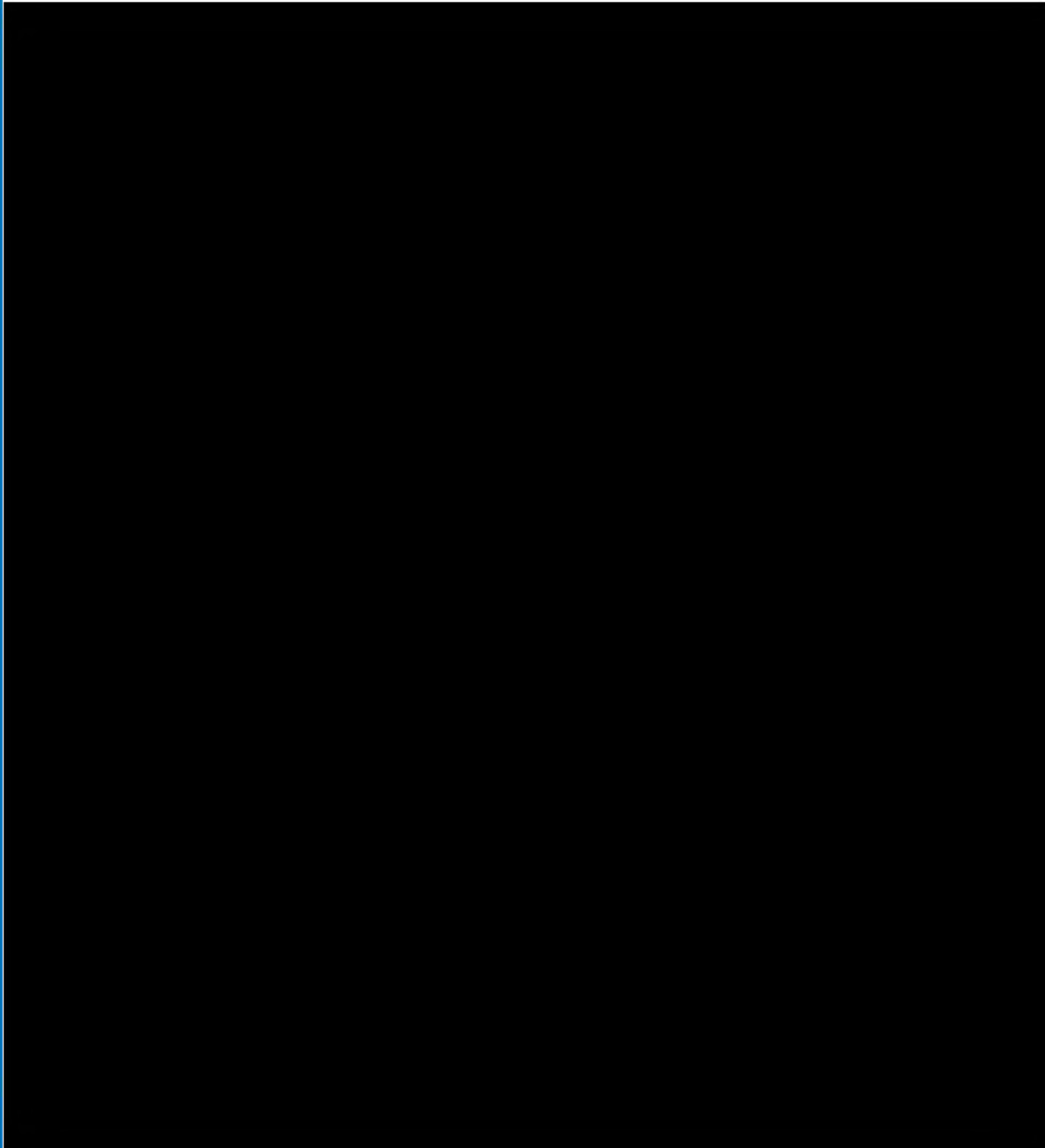
## 事業運営に関する計画

(草津市立社会体育施設等)

### ⑤第三者委託計画

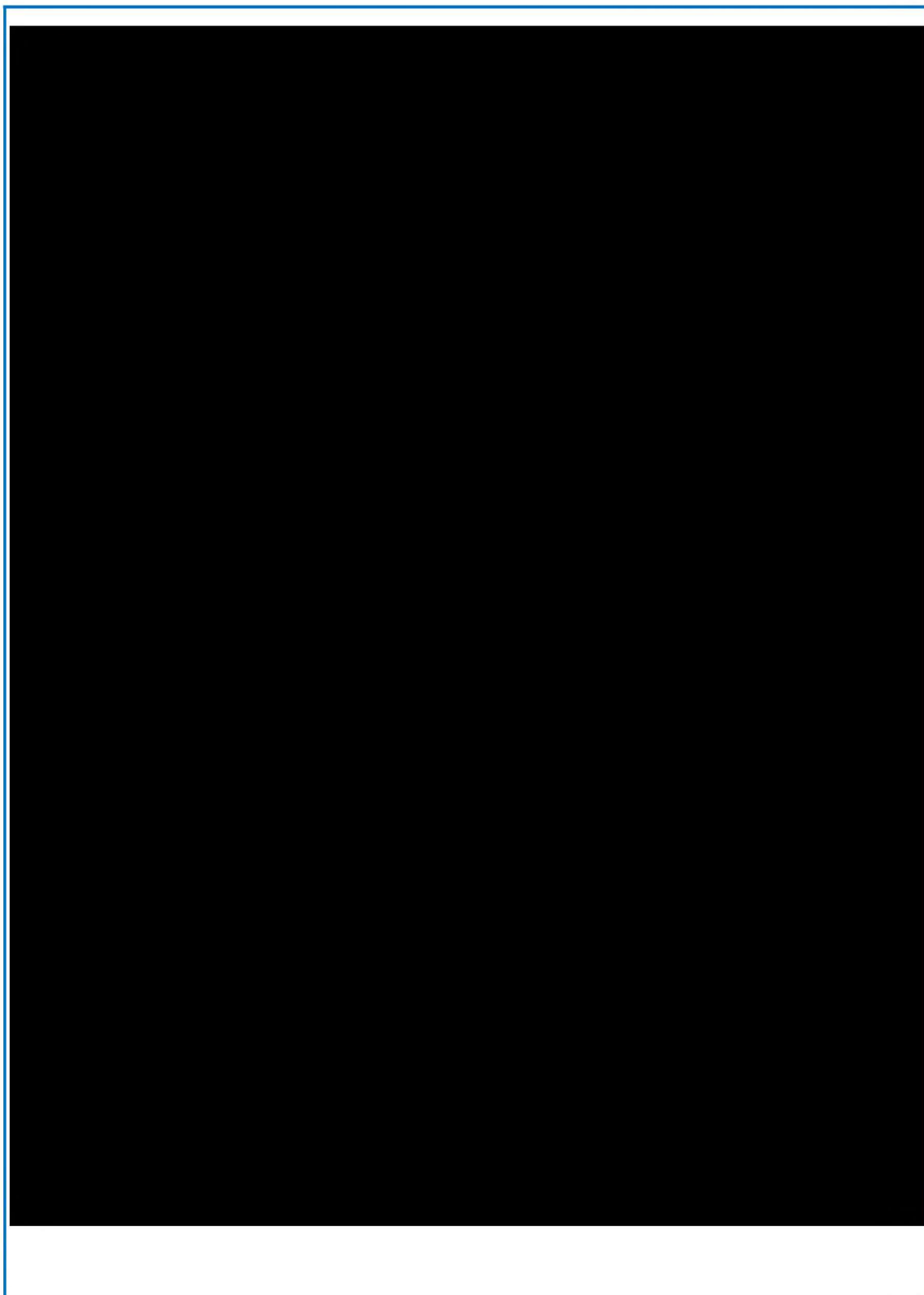
過去の実績をもとに以下の委託業務計画を作成しております。メーカーや設置企業及び専門性の高い業務等、地元企業では対応困難な業務もありますが、可能な限り地域業者と連携を図った委託計画を作成します。実施にあたっては、事前に草津市へ届出を行い、草津市の承認のもとで行います。

#### 【第三者委託計画】



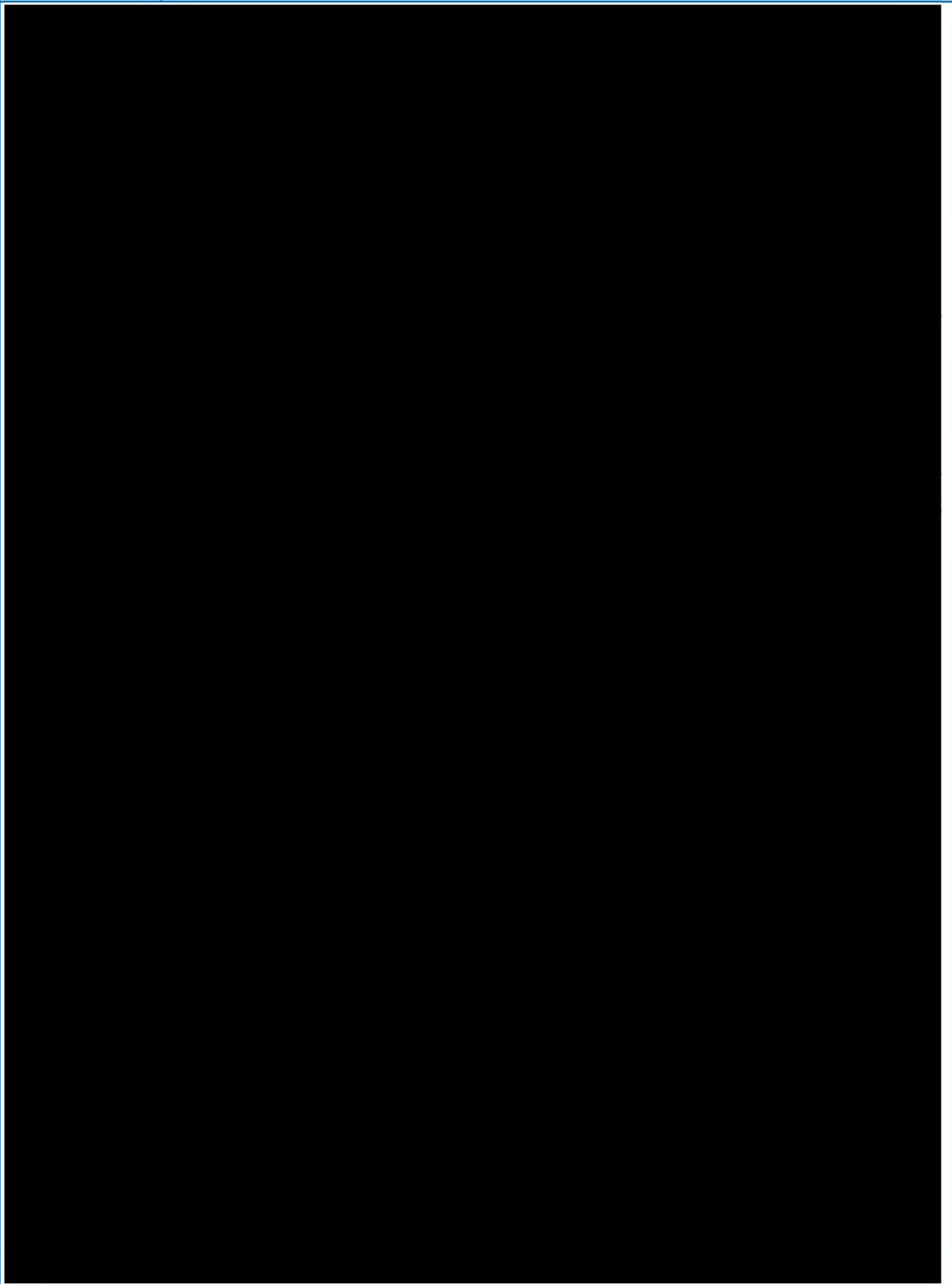
事業運営に関する計画

(草津市立社会体育施設等)



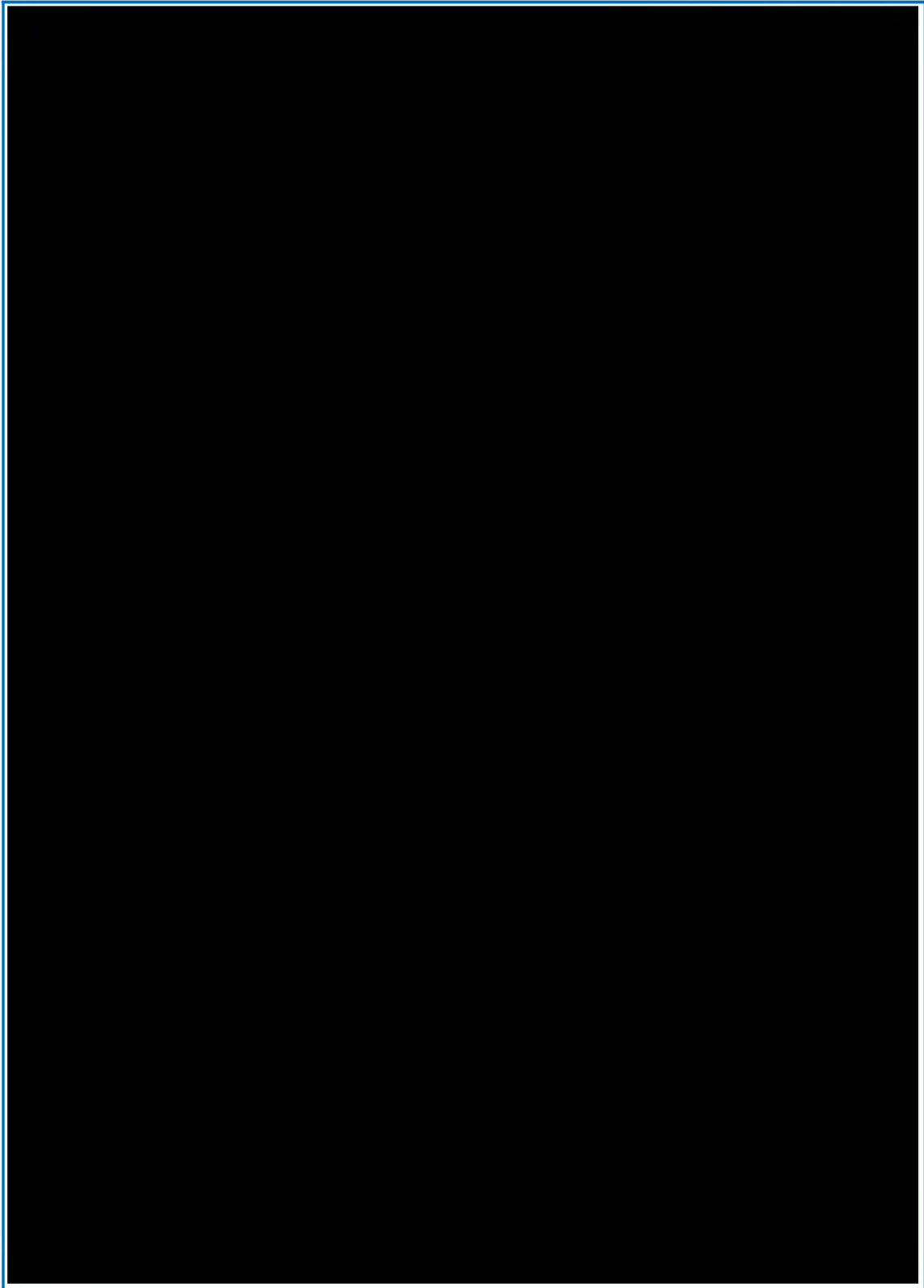
## 事業運営に関する計画

(草津市立社会体育施設等)

Ⅲ－３	人材確保・育成、労働条件
	

事業運営に関する計画

(草津市立社会体育施設等)



## 事業運営に関する計画

(草津市立社会体育施設等)

### (2) 人材育成・研修計画の考え方

#### ①市民へのサービスマインドを持った職員・危機管理ができる職員の育成

公共施設で業務に従事することは民間の営利のみを追求することなく市民のために奉仕することが大前提であると言えます。このことから本施設で勤務する全スタッフは利用者から単に職員（社員・アルバイトスタッフ）としてではなく、市に代わりサービスを提供している者であるとの自覚を持ち、市民から信頼される対応が取れ、高いスキルを有する人物が求められています。当グループではこの視点から施設運営のバランス感覚を持った、市民の利益と民間での経営感覚を両立できるスタッフを育成することを目的とした研修を実施します。

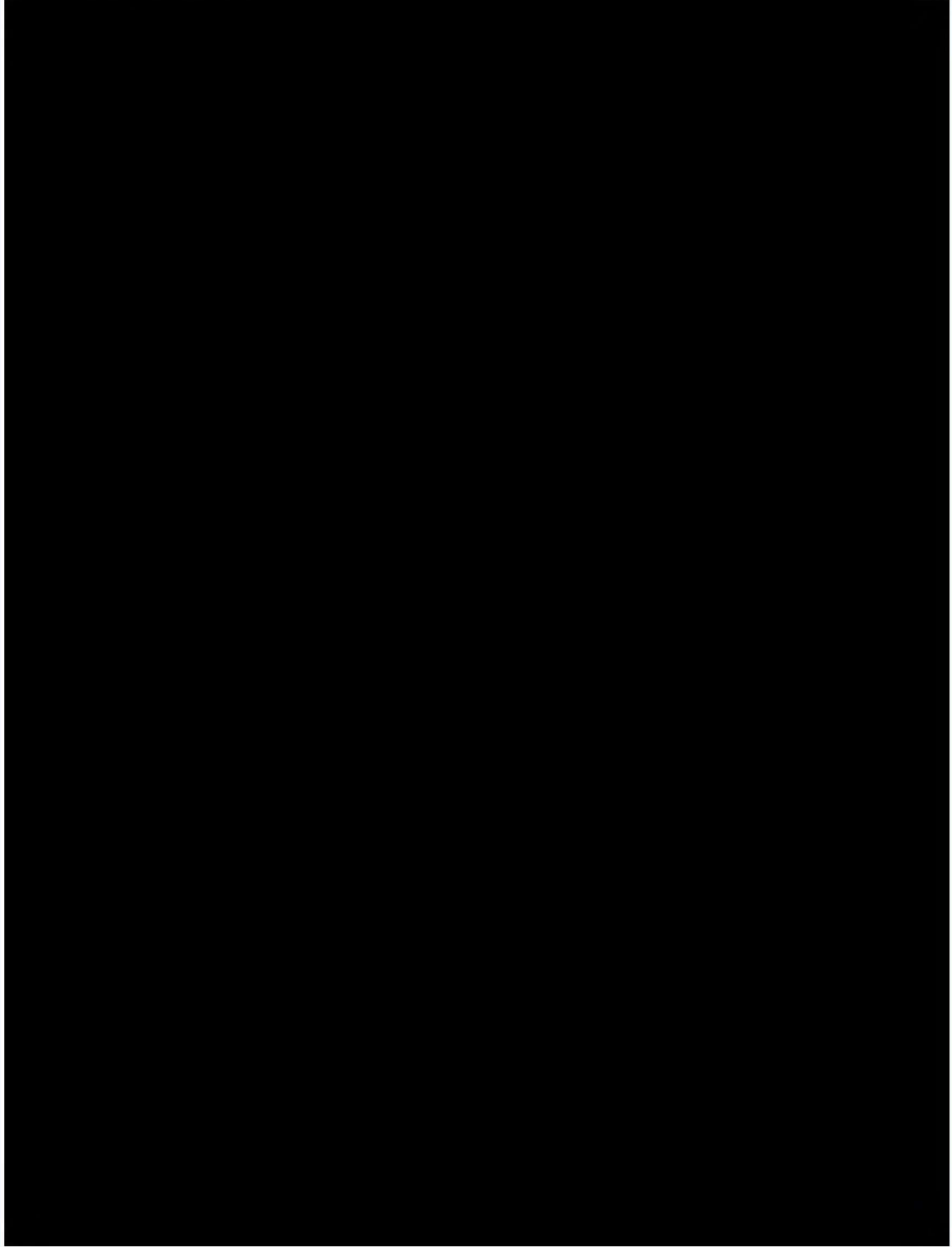
#### ②高品質なスタッフを個々の能力のみに委ねることなく育成

スタッフ個々の能力に委ねるのではなく、誰が対応しても高品質の同じサービスを提供できるように高いサービスレベルでの均一化を実現します。また、一番憂慮すべき「慣れ」や「惰性」を防止し、現状で満足せず常に向上心をもって、より高いサービスレベルを求め続けられるよう、モチベーションの維持や向上に関しても考慮した、専門教育を計画的に実施します。

## 事業運営に関する計画

(草津市立社会体育施設等)

### 各研修の概要と特徴

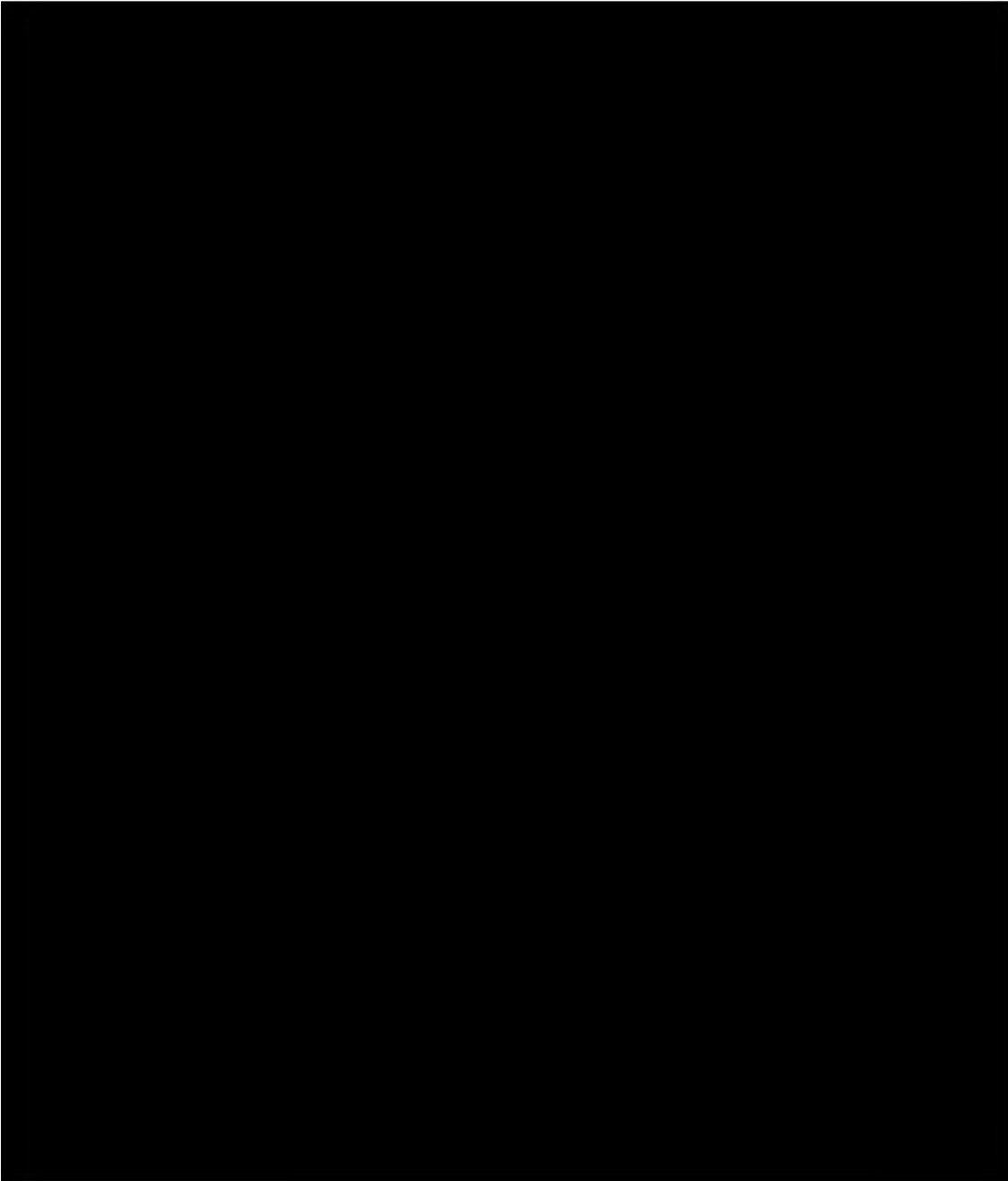


## 事業運営に関する計画

(草津市立社会体育施設等)

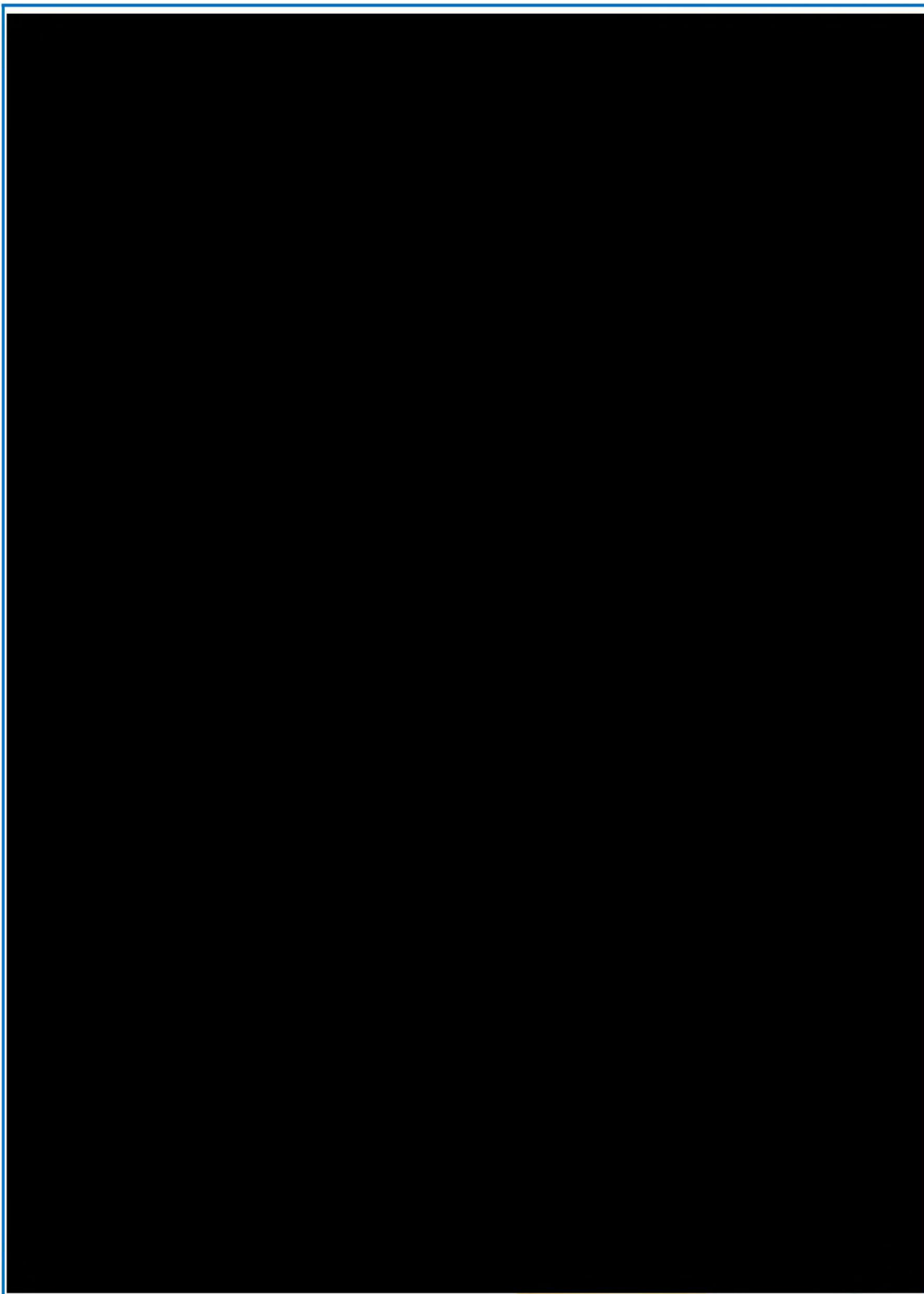
### ●研修プログラムで特に注力している点（接客接客研修）

前項の「教育研修」にて記載しました通り、利用者から見た施設のイメージは、(挨拶や身だしなみといった) 基本的な接客対応の良し悪しに大きく左右されています。私たちは、常に利用者から見られ評価を受けているという自覚のもと、「接客対応マニュアル」に基づき、市の代行者として恥ずかしくない対応がとれるよう、十分な接客教育を行います。



事業運営に関する計画

(草津市立社会体育施設等)



## 事業運営に関する計画

(草津市立社会体育施設等)

### (3) 就業規則について

#### ①職員の労務管理(労働環境の改善)について

労働関連法令にかなう労働環境を提供できるよう、全社的な内部規律・規則の整備とともに、現地スタッフの労働環境(就業状況・賃金・人員配置など)に留意するとともに、モチベーション低下などの運営上のマイナス要素に対しても適正に対処します。

また、雇用ルールの明確化や最低賃金の遵守、労働環境の適正化に取り組み、安心して働くことができる環境の整備に努めます。

労働災害対策に関しても『安全と健康の確保』が継続的な事業活動に欠かせないものと認識し、現場インスペクションを定期的実施して、安全で快適な職場と個人の健康を実現するための活動を推進いたします。

	主な条文	条 文 内 容
労働基準法	第1条(原則)	労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。
	第3条(均等待遇)	労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、労働条件について、差別的取扱をしてはならない。
	第4条(男女同一)	使用者は、労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差別的取扱をしてはならない。
	第24条(賃金支払)	賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。
	第28条(最低賃金)	賃金の最低基準に関しては、最低賃金法の定めるところによる。
	第32条(労働時間)	使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。
	第34条(休憩)	使用者は、労働時間が六時間を超える場合においては少なくとも四十五分、八時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。
第35条(休日)	使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも一回の休日を与えなければならない。(他対応条文多数)	
関連	労働契約法	有期雇用労働者の不合理な待遇差解消(労働契約法第20条の削除)
	最低賃金法	最低賃金の効力(最低賃金法第4条)
	労働安全衛生法	快適な職場環境の実現と労働条件の改善(安全衛生法第3条)

## 事業運営に関する計画

(草津市立社会体育施設等)

### 【働きかた改革関連法について】

2019年4月より「労働者が働き方を選択できる社会の実現」「働き方改革の推進」を目的とした働きかた改革関連法が施行されています。当グループでも法令に基づき取り組みを行ってまいります。

### 【年金制度改正法について】

2021年5月度に年金制度改正法が成立し、2022年10月度より施行されました。社会保険の適用が拡大され、アルバイト・パート従事者の方々も条件を満たせば保険加入の対象となり、法律に則り2022年10月度より制度運用を開始しています。

### ■ ③労働災害対策

当グループは、「従業員の安全と健康の確保」が継続的な事業活動に欠かせないとの認識のもと、安全で快適な職場と個人の健康を実現するための活動を推進することを基本方針に掲げ、定期的な施設巡回を実施し、職場の安全衛生の維持・向上を図るなど、職場をベースとした活動を展開します。スタッフの理解と協力のもと、5S活動※とともに安全衛生活動を力強く推進していきます。

(※『整理』『整頓』『清潔』『清掃』『習慣(化)』)

### ■ ④メンタルヘルス対策

身体のみならず、心の健康の保持も非常に重要な課題のひとつです。シンコースポーツ株式会社は、従業員の心の健康相談・指導をきめ細く行えるよう、専門の産業医と契約し、来院・電話・メールで直接相談ができる仕組みをしており、当グループの全スタッフにまで適応範囲を広げさせていただきます。